

市税概要

平成25年度

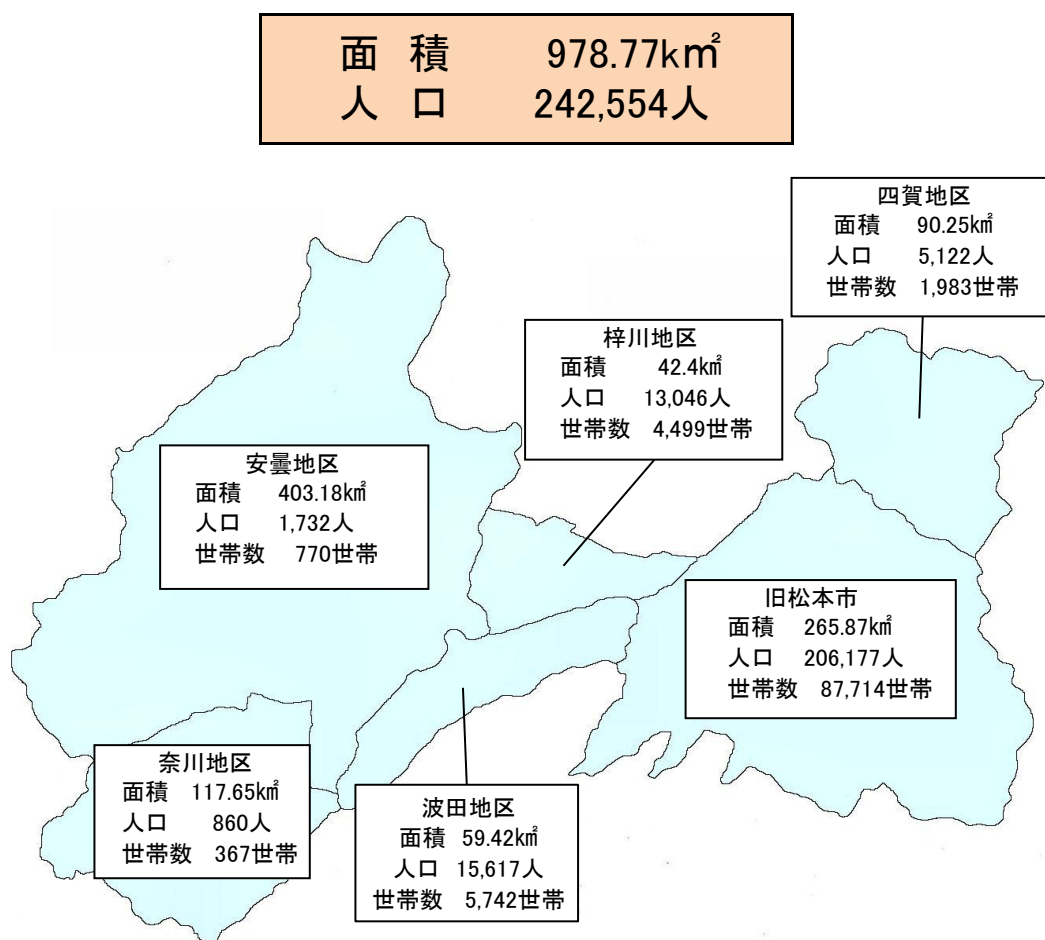


松 本 市

はじめに

平成17年4月1日、松本市は四賀村・安曇村・奈川村・梓川村と、平成22年3月31日波田町と合併しました。人口は242,554人、面積は978.77km²で広さは県下最大です。

松本市の人口(平成25年4月1日現在)



男女別・年齢三区分別人口

(単位:人)

	男	女	0~14歳	15~64歳	65歳~	合計
旧松本市	101,135	105,042	29,047	126,504	50,626	206,177
四賀地区	2,488	2,634	416	2,844	1,862	5,122
安曇地区	860	872	151	992	589	1,732
奈川地区	397	463	78	427	355	860
梓川地区	6,381	6,665	2,237	7,801	3,008	13,046
波田地区	7,604	8,013	2,245	9,402	3,970	15,617
合計	118,865	123,689	34,174	147,970	60,410	242,554

目 次

I 市の概要

1	人口・世帯の推移	1
2	市の予算と決算	2
3	税務機構と事務分掌	4

II 市税総括

1	25年度市税の当初予算	5
2	税目別決算額比較表	6
3	24年度市税の収納実績	8
4	市税負担状況調	10

III 市県民税

1	年度別納税義務者調	11
2	年度別調定額の調	12
3	所得区分による課税状況	13
4	25年度課税状況調（当初）	14
5	25年度課税所得の状況	14
6	法人市民税の課税状況	16

IV 固定資産税

1	固定資産税の年度別調定額	20
2	固定資産税の区分別調定額の調	21
3	土地の概要	22
4	家屋の概要	24
5	償却資産の概要	24
6	年度別新增分家屋	26
7	年度別減少分家屋	26

V 諸税・その他

1	市たばこ税	27
2	特別土地保有税	27
3	入湯税	27
4	都市計画税	27
5	国民健康保険税	27
6	軽自動車税	28
7	利子割交付金	30
8	配当割交付金	30
9	株式等譲渡所得割交付金	30
10	ゴルフ場利用税交付金	30
11	口座振替納付の状況調	31
12	市税の徴収に要する経費	32
13	証明・閲覧に関する調	33

VI 参考資料

市税の変遷	34
-------	----

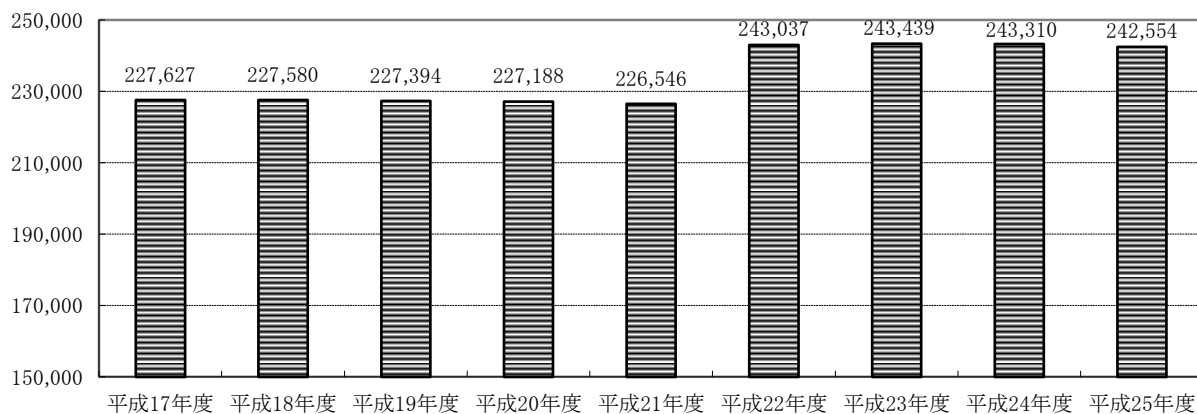
I 市の概要

1 人口・世帯の推移

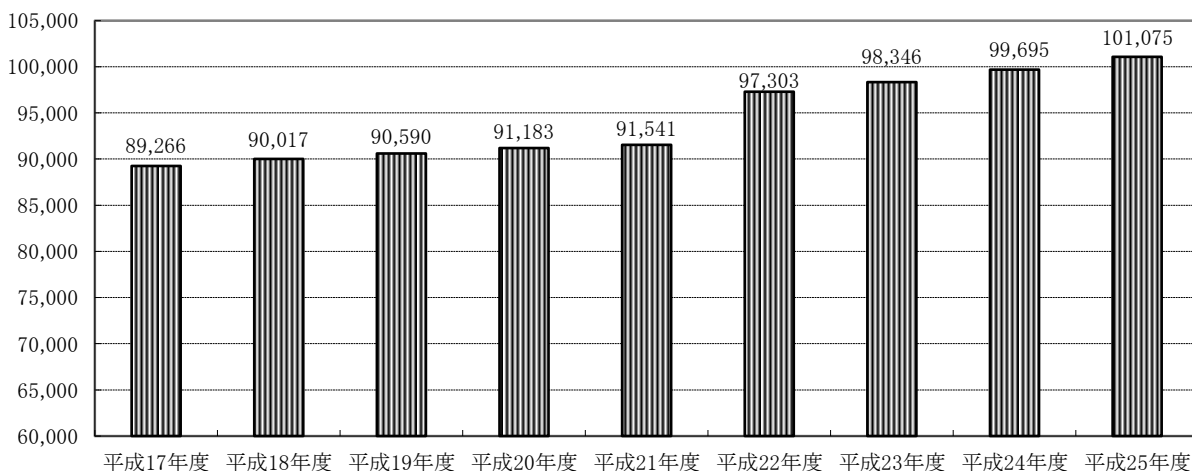
<面積> 平成22年3月31日 波田町合併前 919.35Km²
合併後 978.77Km²

	世帯数	人 口			世帯当たり人口	人口密度 (1Km ² 当たり)
		男	女	計		
平成17年度	89,266	112,083	115,544	227,627	2.6	248
平成18年度	90,017	112,056	115,524	227,580	2.5	248
平成19年度	90,590	111,891	115,503	227,394	2.5	247
平成20年度	91,183	111,839	115,349	227,188	2.5	247
平成21年度	91,541	111,457	115,089	226,546	2.5	246
平成22年度	97,303	119,271	123,766	243,037	2.5	248
平成23年度	98,346	119,473	123,966	243,439	2.5	249
平成24年度	99,695	119,481	123,829	243,310	2.4	249
平成25年度	101,075	118,865	123,689	242,554	2.4	248

備考 国勢調査に基づく数値（平成25年度は4月1日現在）



【人 口】



【世 帯】

2 市の予算と決算

(1) 平成25年度一般会計当初予算

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	予 算 額	構成比	科 目	予 算 額	構成比
合 計	86,450,000	100.0	合 計	86,450,000	100.0
1 市 税	34,264,000	39.6	1 議 会 費	493,440	0.6
2 地 方 譲 与 税	897,200	1.0	2 総 務 費	9,280,010	10.7
3 利 子 割 交 付 金	74,000	0.1	3 民 生 費	28,940,890	33.5
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,674,200	3.1	4 衛 生 費	5,440,750	6.3
5 ゴルフ場利用税交付金	33,000	0.0	5 労 働 費	542,450	0.6
6 自動車取得税交付金	181,500	0.2	6 農 林 水 産 業 費	2,218,960	2.6
7 配 当 割 交 付 金	65,000	0.1	7 商 工 費	5,657,830	6.5
8 株式等譲渡所得割交付金	11,000	0.0	8 土 木 費	7,166,550	8.3
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	24,000	0.0	9 消 防 費	2,658,540	3.1
10 地方特例交付金	127,540	0.1	10 教 育 費	9,020,740	10.4
11 地 方 交 付 税	16,636,000	19.2	11 公 債 費	11,392,740	13.2
12 交通安全対策特別交付金	59,800	0.1	12 諸 支 出 金	3,487,100	4.0
13 分担金及び負担金	1,597,440	1.8	13 予 備 費	150,000	0.2
14 使用料及び手数料	1,892,290	2.2			
15 国 庫 支 出 金	9,854,780	11.4			
16 県 支 出 金	4,530,620	5.2			
17 財 産 収 入	344,580	0.4			
18 寄 附 金	51,470	0.1			
19 繰 入 金	522,670	0.6			
20 繰 越 金	30,000	0.0			
21 諸 収 入	5,558,310	6.4			
22 市 債	7,020,600	8.1			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

(2) 平成24年度一般会計決算状況

単位：千円

歳 入			歳 出		
科 目	決 算 額	構成比	科 目	決 算 額	構成比
合 計	91,428,693	100.0	合 計	89,839,673	100.0
1 市 税	34,532,841	37.8	1 議 会 費	487,650	0.5
2 地 方 譲 与 税	891,574	1.0	2 総 務 費	10,620,614	11.8
3 利 子 割 交 付 金	81,795	0.1	3 民 生 費	28,905,733	32.2
4 地 方 消 費 税 交 付 金	2,657,562	2.9	4 衛 生 費	5,805,784	6.5
5 ゴルフ場利用税交付金	33,248	0.0	5 労 働 費	698,819	0.8
6 自動車取得税交付金	237,135	0.3	6 農 林 水 産 業 費	2,484,105	2.8
7 配 当 割 交 付 金	54,196	0.1	7 商 工 費	5,621,862	6.3
8 株式等譲渡所得割交付金	12,438	0.0	8 土 木 費	6,075,088	6.8
9 国有提供施設等所在市町村助成交付金	27,974	0.0	9 消 防 費	2,670,969	3.0
10 地方特例交付金	127,542	0.1	10 教 育 費	11,783,020	13.1
11 地 方 交 付 税	18,088,010	19.8	11 公 債 費	11,299,408	12.6
12 交通安全対策特別交付金	57,696	0.1	12 諸 支 出 金	3,386,621	3.8
13 分担金及び負担金	1,561,397	1.7	13 予 備 費	0	0.0
14 使用料及び手数料	1,919,958	2.1			
15 国 庫 支 出 金	9,735,280	10.6			
16 県 支 出 金	4,669,694	5.1			
17 財 産 収 入	422,919	0.5			
18 寄 附 金	87,835	0.1			
19 繰 入 金	884,794	1.0			
20 繰 越 金	1,450,709	1.6			
21 諸 収 入	5,688,296	6.2			
22 市 債	8,205,800	9.0			

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

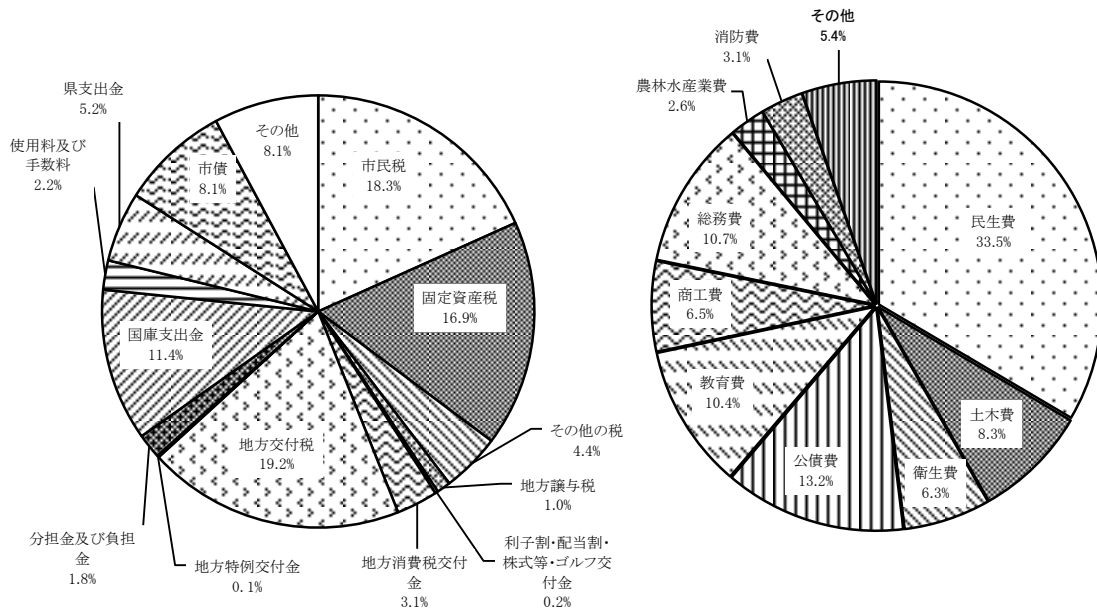
平成25年度一般会計当初予算

歳入

86,450,000千円

歳出

86,450,000千円



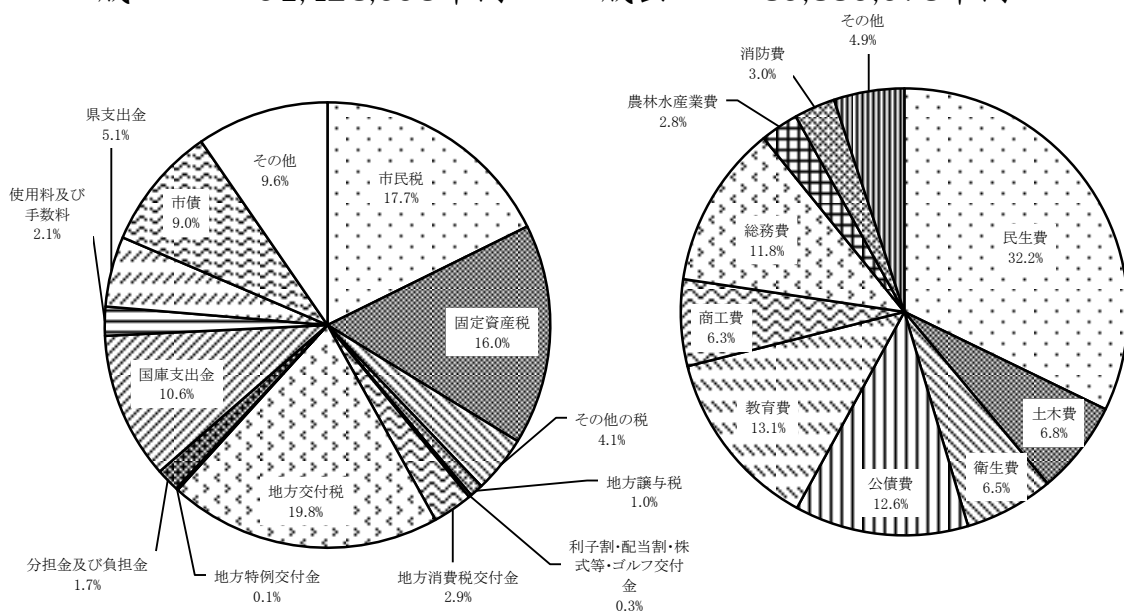
平成24年度一般会計決算額

歳入

91,428,693千円

歳出

89,839,673千円



Ⅱ 市税総括

1 25年度市税の当初予算

区 分		平成25年度 当初予算額(A)	平成24年度 当初予算額(B)	平成24年度 最終予算額	伸び率 (A-B)/B	
合 計		千円 34,264,000	千円 34,114,000	千円 34,114,000	% 0.4	
1	市 民 税	15,800,000	15,919,000	15,919,000	△ 0.7	
(1)	個 人	現年課税分	12,576,000	12,299,000	12,299,000	2.3
		滞納繰越分	165,000	189,000	189,000	△ 12.7
(2)	法 人	現年課税分	3,030,000	3,402,000	3,402,000	△ 10.9
		滞納繰越分	29,000	29,000	29,000	0.0
2	固 定 資 産 税	14,644,000	14,697,000	14,697,000	△ 0.4	
(1)	純固定資産税	現年課税分	14,276,000	14,307,000	14,307,000	△ 0.2
		滞納繰越分	238,000	246,000	246,000	△ 3.3
(2)	交 付 金	130,000	144,000	144,000	△ 9.7	
3	軽自動車税	487,000	472,000	472,000	3.2	
	現年課税分	481,000	465,000	465,000	3.4	
	滞納繰越分	6,000	7,000	7,000	△ 14.3	
4	市たばこ税	1,688,000	1,381,000	1,381,000	22.2	
5	特別土地保有税	0	0	0	-	
	現年課税分	0	0	0	-	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
6	入 湯 税	94,000	86,000	86,000	9.3	
	現年課税分	94,000	86,000	86,000	9.3	
	滞納繰越分	0	0	0	-	
7	都市計画税	1,551,000	1,559,000	1,559,000	△ 0.5	
	現年課税分	1,524,000	1,532,000	1,532,000	△ 0.5	
	滞納繰越分	27,000	27,000	27,000	0.0	
国民健康保険税		5,626,000	5,551,180	5,551,180	1.3	
(1)医療分	(ア)一般分	現年課税分	3,375,380	3,287,570	3,287,570	2.7
		滞納繰越分	183,310	179,250	179,250	2.3
	(イ)退職分	現年課税分	313,400	365,080	365,080	△ 14.2
		滞納繰越分	11,080	7,000	7,000	58.3
(2)支援金分	(ア)一般分	現年課税分	1,000,960	975,210	975,210	2.6
		滞納繰越分	85,250	83,820	83,820	1.7
	(イ)退職分	現年課税分	93,270	108,590	108,590	△ 14.1
		滞納繰越分	2,970	2,730	2,730	8.8
(3)介護分	(ア)一般分	現年課税分	411,510	389,210	389,210	5.7
		滞納繰越分	35,990	32,600	32,600	10.4
	(イ)退職分	現年課税分	108,320	117,570	117,570	△ 7.9
		滞納繰越分	4,560	2,550	2,550	78.8

3 税務機構と事務分掌

(平成25年4月現在)

区分	係	課長	係長	主任査	主任	主事	事務員	嘱託	計	事務分掌	
財	市民税課		1						1		
		庶務係		(1) 1	1	1	1	1	2	7	税制研究、市税統計、予算、諸証明・法人市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課調定減免及び異議申立ての調査、ゴルフ場利用税交付金、利子割交付金、固定資産評価審査委員会事務、各係に属さない事務
		市民税担当		(1) 3	1	7	8	0	2	21	市民税(普通徴収・特別徴収)の賦課調定、減免及び異議申立ての調査、個人県民税の報告事務
		計	1	4	2	8	9	1	4	29	
	資産税課		1							1	
		庶務係		1	1	3		1	1	7	税制研究、市税統計、予算、公図の閲覧、諸証明、固定資産税・都市計画税の賦課調定、償却資産事務、交付金事務、各係に属さない事務
		土地係		(1) 1	2	3	2			8	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、土地の評価
		家屋係		(1) 1	6	2	2	1	1	13	固定資産税・都市計画税の賦課、調査、減免、家屋の評価、土地・家屋の異動整理
		計	1	3	9	8	4	2	2	29	
	納税課		1							1	
		庶務係		(1) 1	2	2	2			7	市税統計、予算、諸証明、口座振替、納税PR、市税の督促、市税の収納管理及び消込、過誤納金の充当及び還付、他の係に属さない事務
		整理担当		(3) 6	4	9	4	2	4	29	徴収猶予、市税滞納金の納付(入)督促、市税滞納金の徴収、滞納処分、執行停止、不納欠損
計		1	7	6	11	6	2	4	37		

健康福祉部	保険課		1						1	税制研究、統計、国民健康保険税の賦課決定、減免及び異議申立ての調査、国民健康保険税の収納管理及び消込み、口座振替、過誤納金の還付及び充当、不納欠損、督促、徴収猶予、滞納金の納入督促及び徴収、滞納処分、執行停止、収納嘱託	
		保険税担当	1	(3) 5	7	3	7	2	15		40
		計	2	5	7	3	7	2	15		41

()内の数字は課長補佐(再掲)

2 税目別決算額比較表

科 目	平成 21 年 度					平成 22 年 度				
	決 算 額					決 算 額				
	調定額	伸 率	収入額	伸 率	収納率	調定額	伸 率	収入額	伸 率	
	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	
合 計	36,652,411	△ 4.9	34,190,944	△ 5.3	93.28	37,590,975	2.6	35,121,537	2.7	
現年課税分	34,560,908	△ 5.3	33,832,239	△ 5.5	97.89	35,305,695	2.2	34,631,233	2.4	
滞納繰越分	2,091,503	2.9	358,705	9.2	17.15	2,285,280	9.3	490,304	36.7	
1 市 民 税	16,628,307	△ 7.7	15,588,628	△ 8.5	93.75	16,908,415	1.7	15,919,669	2.1	
現年課税分	15,761,433	△ 8.6	15,412,525	△ 8.8	97.79	15,945,937	1.2	15,689,253	1.8	
滞納繰越分	866,874	13.0	176,103	29.0	20.31	962,478	11.0	230,416	30.8	
2 固 定 資 産 税	16,422,975	△ 2.4	15,170,962	△ 2.5	92.38	16,933,320	3.1	15,629,489	3.0	
現年課税分	15,345,019	△ 2.4	15,013,224	△ 2.5	97.84	15,766,799	2.7	15,402,176	2.6	
滞納繰越分	1,077,956	△ 3.1	157,738	△ 5.8	14.63	1,166,521	8.2	227,313	44.1	
3 軽自動車税	433,851	3.0	403,987	3.2	93.12	477,663	10.1	446,281	10.5	
現年課税分	408,867	3.0	397,396	3.0	97.19	451,479	10.4	439,309	10.5	
滞納繰越分	24,984	3.1	6,591	20.3	26.38	26,184	4.8	6,972	5.8	
4 市たばこ税	1,309,465	△ 5.1	1,309,465	△ 5.1	100.00	1,399,030	6.8	1,399,030	6.8	
現年課税分	1,309,465	△ 5.1	1,309,465	△ 5.1	100.00	1,399,030	6.8	1,399,030	6.8	
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
5 特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
現年課税分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
滞納繰越分	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
6 入 湯 税	91,671	△ 3.7	91,616	△ 3.6	99.94	90,571	△ 1.2	90,571	△ 1.1	
現年課税分	91,544	△ 3.8	91,489	△ 3.7	99.94	90,515	△ 1.1	90,515	△ 1.1	
滞納繰越分	127.0	100.0	127.0	100.0	100.0	56.0	△ 55.9	56.0	△ 55.9	
7 都 市 計 画 税	1,766,142	△ 2.0	1,626,286	△ 1.7	92.08	1,781,976	0.9	1,636,497	0.6	
現年課税分	1,644,580	△ 1.6	1,608,140	△ 1.7	97.78	1,651,935	0.4	1,610,950	0.2	
滞納繰越分	121,562	△ 6.3	18,146	△ 4.9	14.93	130,041	7.0	25,547	40.8	
国民健康保険税	7,312,021	5.6	5,020,758	3.0	68.66	7,757,417	6.1	5,401,081	7.6	
現年課税分	5,520,033	5.8	4,848,967	3.4	87.84	5,764,622	4.4	5,174,437	6.7	
滞納繰越分	1,791,988	5.1	171,791	△ 6.8	9.59	1,992,795	11.2	226,644	31.9	

収納率	平成23年度					平成24年度				
	決算額					決算額				
	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率	調定額	伸率	収入額	伸率	収納率
%	千円	%	千円	%	%	千円	%	千円	%	%
93.43	37,213,026	△ 1.0	35,078,919	△ 0.1	94.27	36,559,319	△ 1.8	34,532,841	△ 1.6	94.46
98.09	35,097,440	△ 0.6	34,482,641	△ 0.4	98.25	34,577,142	△ 1.5	34,026,678	△ 1.3	98.41
21.45	2,115,586	△ 7.4	596,278	21.6	28.18	1,982,177	△ 6.3	506,163	△ 15.1	25.54
94.15	16,576,649	△ 2.0	15,680,109	△ 1.5	94.59	17,036,540	2.8	16,186,213	3.2	95.01
98.39	15,671,706	△ 1.7	15,424,648	△ 1.7	98.42	16,198,723	3.4	15,955,713	3.4	98.50
23.94	904,943	△ 6.0	255,461	10.9	28.23	837,817	△ 7.4	230,500	△ 9.8	27.51
92.30	16,680,020	△ 1.5	15,593,624	△ 0.2	93.49	15,689,895	△ 5.9	14,657,258	△ 6.0	93.42
97.69	15,615,596	△ 1.0	15,294,960	△ 0.7	97.95	14,684,552	△ 6.0	14,417,694	△ 5.7	98.18
19.49	1,064,424	△ 8.8	298,664	31.4	28.06	1,005,343	△ 5.6	239,564	△ 19.8	23.83
93.43	490,209	2.6	460,170	3.1	93.87	500,291	2.1	472,032	2.6	94.35
97.30	462,574	2.5	451,731	2.8	97.66	473,320	2.3	462,995	2.5	97.82
26.63	27,635	5.5	8,439	21.0	30.54	26,971	△ 2.4	9,037	7.1	33.50
100.00	1,607,750	14.9	1,607,750	14.9	100.00	1,581,215	△ 1.7	1,581,215	△ 1.7	100.00
100.00	1,607,750	14.9	1,607,750	14.9	100.00	1,581,215	△ 1.7	1,581,215	△ 1.7	100.00
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
100.00	93,093	2.8	93,023	2.7	99.93	91,941	△ 1.2	91,774	△ 1.3	99.82
100.00	93,093	2.8	93,023	2.7	99.93	91,872	△ 1.3	91,774	△ 1.3	99.89
100.0	—	—	—	—	—	69	皆増	0	0.0	0.00
91.84	1,765,305	△ 0.9	1,644,243	0.5	93.14	1,659,437	△ 6.0	1,544,349	△ 6.1	93.06
97.52	1,646,721	△ 0.3	1,610,529	0.0	97.80	1,547,460	△ 6.0	1,517,287	△ 5.8	98.05
19.65	118,584	△ 8.8	33,714	32.0	28.43	111,977	△ 5.6	27,062	△ 19.7	24.17
69.62	7,811,248	0.7	5,501,996	1.9	70.44	7,640,415	△ 2.2	5,472,325	△ 0.5	71.62
89.76	5,764,623	0.0	5,214,812	0.8	90.46	5,672,723	△ 1.6	5,139,116	△ 1.5	90.59
11.37	2,046,625	2.7	287,184	26.7	14.03	1,967,692	△ 3.9	333,209	16.0	16.93

3 24年度市税の収納実績

税 目		調 定 額			収
		現年課税分 (A)	滞納繰越分 (B)	合 計 (C)	現年課税分 (D)
合 計		千円 34,577,142	千円 1,982,177	千円 36,559,319	千円 34,026,678
普 通 税	計	32,937,810	1,870,131	34,807,941	32,417,617
	1 市 民 税	16,198,723	837,817	17,036,540	15,955,713
	(1) 個 人 均 等 割	344,127	19,499	363,626	337,620
	(2) 個 人 所 得 割 (上記のうち退職所得分)	12,336,649	700,024	13,036,673	12,120,680
	(3) 法 人 均 等 割	111,443	—	111,443	111,443
	(4) 法 人 税 割	940,641	31,630	972,271	935,208
	2 固 定 資 産 税	2,577,306	86,664	2,663,970	2,562,205
	(1) 純 固 定 資 産 税	14,684,552	1,005,343	15,689,895	14,417,694
	ア 土 地	14,539,953	1,005,343	15,545,296	14,273,095
	イ 家 屋	5,725,737	395,897	6,121,634	5,620,744
	ウ 償 却 資 産	6,524,327	451,115	6,975,442	6,404,338
	(2) 交 付 金	2,289,889	158,331	2,448,220	2,248,013
	3 軽 自 動 車 税	144,599	—	144,599	144,599
	4 市 た ば こ 税	473,320	26,971	500,291	462,995
	5 特 別 土 地 保 有 税	1,581,215	—	1,581,215	1,581,215
(1) 保 有 分	—	—	—	—	
(2) 取 得 分	—	—	—	—	
(3) 遊 休 土 地 分	—	—	—	—	
目	計	1,639,332	112,046	1,751,378	1,609,061
的 税	1 入 湯 税	91,872	69	91,941	91,774
	2 都 市 計 画 税	1,547,460	111,977	1,659,437	1,517,287
	(1) 土 地	837,283	60,587	897,870	821,004
	(2) 家 屋	710,177	51,390	761,567	696,283
国民健康保険税		5,672,723	1,967,692	7,640,415	5,139,116

入 額		収 納 率			
滞納繰越分 (E)	合 計 (F)	現年課税分 (D)/(A)×100	滞納繰越分 (E)/(B)×100	合 計 (F)/(C)×100	前年度
千円	千円	%	%	%	%
506,163	34,532,841	98.41	25.54	94.46	94.27
479,101	32,896,718	98.42	25.62	94.51	94.31
230,500	16,186,213	98.57	27.51	95.01	94.59
5,954	343,574	98.25	30.54	94.61	94.00
213,763	12,334,443	98.25	30.54	94.61	94.00
—	111,443	100.00	—	100.00	100.00
2,883	938,091	99.42	9.12	96.84	96.63
7,900	2,570,105	99.42	9.12	96.84	96.64
239,564	14,657,258	98.18	23.83	93.42	93.49
239,564	14,512,659	98.16	23.83	93.36	93.43
94,340	5,715,084	98.16	23.83	93.36	93.43
107,493	6,511,831	98.16	23.83	93.36	93.43
37,731	2,285,744	98.16	23.83	93.36	93.42
—	144,599	100.00	—	100.00	100.00
9,037	472,032	97.82	33.50	94.35	93.87
—	1,581,215	100.00	—	100.00	100.00
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—
27,062	1,636,123	98.15	24.15	93.42	93.48
0	91,774	99.89	0.0	99.82	99.93
27,062	1,544,349	98.05	24.17	93.06	93.14
14,644	835,648	98.05	24.17	93.06	93.14
12,418	708,701	98.05	24.17	93.06	93.14
333,209	5,472,325	90.59	16.93	71.62	70.44

4 市税負担状況調

区分	平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率	税額	伸率
市税総額	円 163,852	% 8.7	円 160,449	% △ 2.1	円 142,333	% △ 11.3	円 144,222	% 1.3	円 142,554	% △ 1.2
市民税個人	54,994	21.6	56,554	2.8	52,184	△ 7.7	49,658	△ 4.8	52,280	5.3
純固定資産税	67,015	1.0	68,473	2.2	62,614	△ 8.6	63,564	1.5	59,945	△ 5.7
その他の税	41,843	6.7	35,422	△ 15.3	27,535	△ 22.3	31,000	12.6	30,329	△ 2.2
市税総額	406,467	8.2	394,864	△ 2.9	351,550	△ 11.0	350,974	△ 0.2	342,094	△ 2.5
市民税個人	136,424	21.1	139,179	2.0	128,889	△ 7.4	120,846	△ 6.2	125,459	3.8
純固定資産税	166,244	0.6	168,510	1.4	154,652	△ 8.2	154,689	0.0	143,853	△ 7.0
その他の税	103,799	6.2	87,174	△ 16.0	68,010	△ 22.0	75,440	10.9	72,782	△ 3.5
人口一人当たり										
一世帯当たり										

備考 税額＝現年課税(調定額)／4月1日推計人口、世帯数

Ⅲ 市県民税

1 年度別納税義務者調

(1) 市民税(個人)

区 分		平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度
合 計	納 税 義 務 者 数	114,030	114,387	115,048
	均 等 割 の み	8,167	7,818	7,916
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	105,863	106,569	107,132
特 別	納 税 義 務 者 数	64,693	65,293	66,190
	給 均 等 割 の み	1,581	1,455	1,537
	与 所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	63,112	63,838	64,653
徴 収	納 税 義 務 者 数	16,877	17,111	17,701
	年 均 等 割 の み	2,197	2,256	2,367
	金 所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	14,680	14,855	15,334
普 通 徴 収	納 税 義 務 者 数	32,460	31,983	31,157
	均 等 割 の み	4,389	4,107	4,012
	所 得 割 の み	0	0	0
	均等割・所得割合算	28,071	27,876	27,145
特 別 徴 収 義 務 者	給 与	6,180	6,305	6,423
	年 金	9	9	9

備考 課税状況の調2・3表によります。

(2) 県民税(個人)

区 分	平成 23 年 度	平成 24 年 度	平成 25 年 度
納 税 義 務 者 数	114,030	114,387	115,048
均 等 割 の み	8,203	7,859	7,963
所 得 割 の み	0	0	0
均等割・所得割合算	105,827	106,528	107,085

備考 6月末現在の現年課税分

2 年度別課税額の調

(1) 市民税(個人)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 202,689,011	千円 213,137,675	千円 211,875,582
	所 得 割	11,624,002	12,282,455	12,164,759
	均 等 割	342,090	343,161	345,144
	計	11,966,092	12,625,616	12,509,903
特別徴収	課 税 所 得 金 額	152,557,805	162,638,670	160,416,221
	所 得 割	8,853,722	9,472,998	9,316,591
	均 等 割	235,861	238,163	241,659
	計	9,089,583	9,711,161	9,558,250
普通徴収	課 税 所 得 金 額	50,131,206	50,499,005	51,459,361
	所 得 割	2,770,280	2,809,457	2,848,168
	均 等 割	106,229	104,998	103,485
	計	2,876,509	2,914,455	2,951,653

(2) 県民税(個人)

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
合 計	課 税 所 得 金 額	千円 202,689,011	千円 213,137,675	千円 211,875,582
	所 得 割	7,747,380	8,186,243	8,107,775
	均 等 割	171,045	171,581	172,572
	計	7,918,425	8,357,824	8,280,347
特別徴収	課 税 所 得 金 額	152,557,805	162,638,670	160,416,221
	所 得 割	5,901,210	6,314,010	6,209,723
	均 等 割	117,902	119,053	120,799
	計	6,019,112	6,433,063	6,330,522
普通徴収	課 税 所 得 金 額	50,131,206	50,499,005	51,459,361
	所 得 割	1,846,170	1,872,233	1,898,052
	均 等 割	53,143	52,528	51,773
	計	1,899,313	1,924,761	1,949,825

備考 6月末現在の現年課税分

3 所得区分による課税状況

(1) 年度別所得割納税義務者数

区 分	平 成 23 年 度		平 成 24 年 度		平 成 25 年 度	
	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比	人 員	構 成 比
給 与 所 得 者	84,342	79.7	84,904	79.7	85,205	79.5
営 業 等 所 得 者	3,900	3.7	4,038	3.8	4,045	3.8
農 業 所 得 者	528	0.5	539	0.5	618	0.6
そ の 他 の 所 得 者	16,505	15.6	16,501	15.5	16,625	15.5
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	588	0.6	587	0.6	639	0.6
合 計	105,863	100.0	106,569	100.0	107,132	100.0

(2) 年度別所得割額

区 分	平 成 23 年 度		平 成 24 年 度		平 成 25 年 度	
	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比	税 額	構 成 比
給 与 所 得 者	9,730,641	83.7	10,369,823	84.4	10,179,353	83.7
営 業 等 所 得 者	513,333	4.4	560,678	4.6	564,747	4.6
農 業 所 得 者	60,086	0.5	55,666	0.5	71,518	0.6
そ の 他 の 所 得 者	1,094,446	9.4	1,076,533	8.8	1,069,672	8.8
譲 渡 所 得 等 の 所 得 者	225,496	1.9	219,755	1.8	279,469	2.3
合 計	11,624,002	100.0	12,282,455	100.0	12,164,759	100.0
(平 均 税 率)	6.0		6.0		6.0	

備考 課税状況の調第5表～第12表によります。

※ 構成比は端数処理の関係で合計が100.0にならない場合があります。

4 25年度課税状況調(当初)

所得者区分	均等割のみを納める者		所得割のみを納める者	
	人員	均等割額	人員	所得割額
給与所得者	3,899	11,697	0	0
営業等所得者	732	2,196	0	0
農業所得者	142	426	0	0
その他の所得者	3,143	9,429	0	0
家屋敷等のみ	0	0	0	0
合計	7,916	23,748	0	0
平成24年度	7,818	23,454	0	0

備考 課税状況の調第2表によります。

5 25年度課税所得の状況

(1) 課税標準段階別所得

課税標準段階	区分							
	納税義務者数	総所得金額等 (山林所得含)	先物取引に係る 雑所得	上場株式等 に係る配当 所得	分離長期 譲渡所得	分離短期 譲渡所得	株式等に係る 譲渡所得	所得合計額
10万円以下	4,299	2,704,217	19,824	77	1,249,960	9,939	93,872	4,077,889
10万円～ 100万円	37,052	49,612,750	19,901	1,752	632,810	31,650	73,554	50,372,417
100万円～ 200万円	31,345	76,270,459	25,138	5,126	633,247	12,201	11,759	76,957,930
200万円～ 300万円	16,228	60,391,943	7,417	3,082	360,626	53,019	9,681	60,825,768
300万円～ 400万円	8,826	44,086,248	5,506	2,068	278,051	0	3,427	44,375,300
400万円～ 550万円	4,982	31,510,306	3,615	2,253	179,459	2,468	27,701	31,725,802
550万円～ 700万円	1,579	12,574,949	2,382	307	120,427	0	43	12,698,108
700万円～ 1,000万円	1,253	12,705,652	0	3,323	206,861	0	2,774	12,918,610
1,000万円を超える金額	1,568	30,741,958	13,624	4,132	565,416	0	781,291	32,106,421
合計	107,132	320,598,482	97,407	22,120	4,226,857	109,277	1,004,102	326,058,245

備考 課税状況の調第12表によります。

均等割と所得割を納める者			合 計	
人 員	均等割額	所得割額	人 員	市民税額
人	千円	千円	人	千円
85,414	256,242	10,257,215	89,313	10,525,154
4,057	12,171	567,979	4,789	582,346
619	1,857	71,560	761	73,843
17,042	51,126	1,268,005	20,185	1,328,560
0	0	0	0	0
107,132	321,396	12,164,759	115,048	12,509,903
106,569	319,707	12,282,455	114,387	12,625,616

6 法人市民税の課税状況

(1) 年度別均等割納税義務者数

区 分		年 度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
資本金等の額	従業員数		社	社	社	社
1千万円以下	50人以下		5,595	5,511	5,112	5,157
1千万円以下	50人超		39	41	41	41
1千万円超1億円以下	50人以下		1,315	1,293	1,219	1,230
1千万円超1億円以下	50人超		114	114	118	121
1億円超10億円以下	50人以下		382	376	387	385
1億円超10億円以下	50人超		51	47	49	52
10億円超	50人以下		596	590	590	597
10億円超50億円以下	50人超		16	17	19	17
50億円超	50人超		52	52	53	51
合 計			8,160	8,041	7,588	7,651
伸 率			△ 2.8 %	△ 1.5 %	△ 5.6 %	0.8 %

備考 区分は地方税法第312条で定める区分
各年度3月31日現在の数値(未決算及び閉鎖法人を除く)
25年度は6月末現在の数値

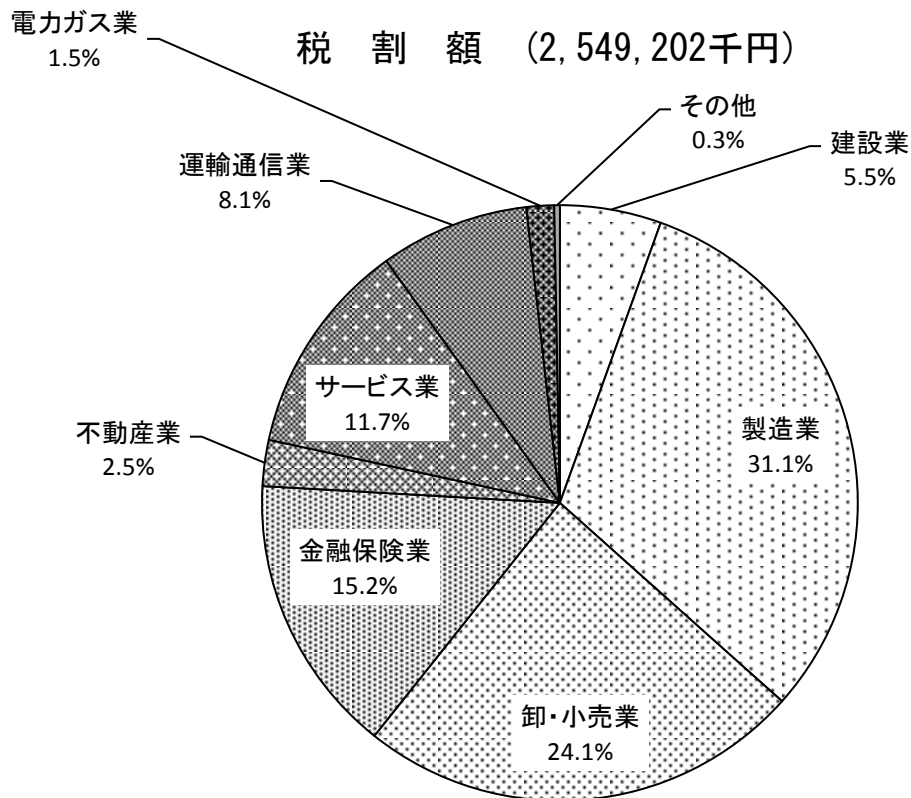
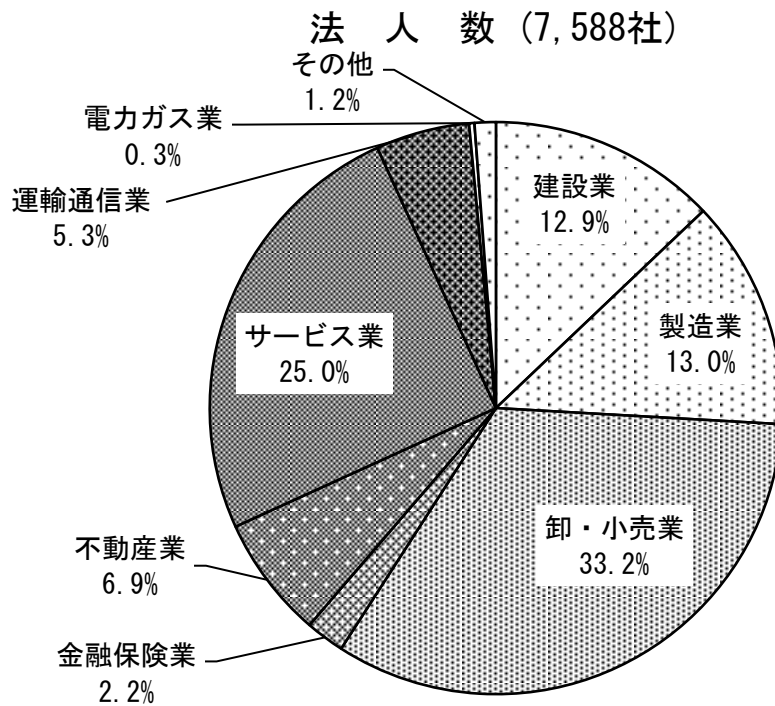
(2) 年度別調定額

(千円)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
現年度分	税 割	1,928,907	2,584,040	2,512,215	2,549,202
	均等割	1,090,209	1,140,733	1,029,001	928,935
	計	3,019,116	3,724,773	3,541,216	3,478,137
過年度分	税 割	64,570	51,637	36,719	28,104
	均等割	5,596	6,508	9,190	11,706
	計	70,166	58,145	45,909	39,810
合 計	税 割	1,993,477	2,635,677	2,548,934	2,577,306
	均等割	1,095,805	1,147,241	1,038,191	940,641
	計	3,089,282	3,782,918	3,587,125	3,517,947
	伸 率	△ 29.4 %	22.5 %	△ 5.2 %	△ 1.9 %

備考 調定額には、滞納繰越分は含まれていません。

(3) 平成24年度法人市民税業種別法人数、税割額構成比(現年度分)



(4) 法人市民税調定額(税割) 業種別

年度	総額	過年調定額	現年調定額	農 業	林 業	鉱 業	建 設 業
13	△ 7.0	△ 33.2	△ 6.2	△ 18.6	40.3	△ 74.6	△ 30.6
	3,819,101	77,785	3,741,316	1,626	4,616	244	201,817
14	△ 25.7	67.9	△ 27.6	0.4	△ 77.4	78.7	△ 24.0
	2,837,658	130,635	2,707,023	1,633	1,045	436	153,422
15	5.9	△ 49.9	8.6	△ 64.9	305.9	△ 78.9	△ 16.2
	3,004,176	65,474	2,938,702	573	4,242	92	128,557
16	10.9	△ 11.8	11.4	62.1	△ 2.1	1430.4	△ 14.6
	3,331,423	57,753	3,273,670	929	4,153	1,408	109,733
17	1.1	△ 13.7	1.4	△ 47.7	△ 31.1	△ 91.5	6.0
	3,368,793	49,831	3,318,962	486	2,862	120	116,284
18	19.6	83.8	18.6	153.3	△ 85.1	1047.5	41.3
	4,029,160	91,594	3,937,566	1,231	426	1,377	164,331
19	15.3	138.5	12.4	40.6	165.7	△ 71.7	8.0
	4,644,433	218,420	4,426,013	1,731	1,132	390	177,508
20	△ 30.2	△ 68.3	△ 28.3	1.5	△ 18.1	△ 68.7	△ 12.7
	3,243,999	69,284	3,174,715	1,757	927	122	154,930
21	△ 38.5	△ 6.8	△ 39.2	△ 81.3	△ 96.9	△ 18.9	△ 21.1
	1,993,477	64,570	1,928,907	328	29	99	122,287
22	32.2	△ 20.0	34.0	430.5	113.8	△ 62.6	10.3
	2,635,677	51,637	2,584,040	1,740	62	37	134,853
23	△ 3.3	△ 28.9	△ 2.8	△ 29.1	4112.9	1973.0	△ 4.5
	2,548,934	36,719	2,512,215	1,234	2,612	767	128,759
24	1.1	△ 23.5	1.5	98.3	18.8	△ 21.4	9.0
	2,577,306	28,105	2,549,201	2,447	3,104	603	140,356

上段 前年対比伸率 %

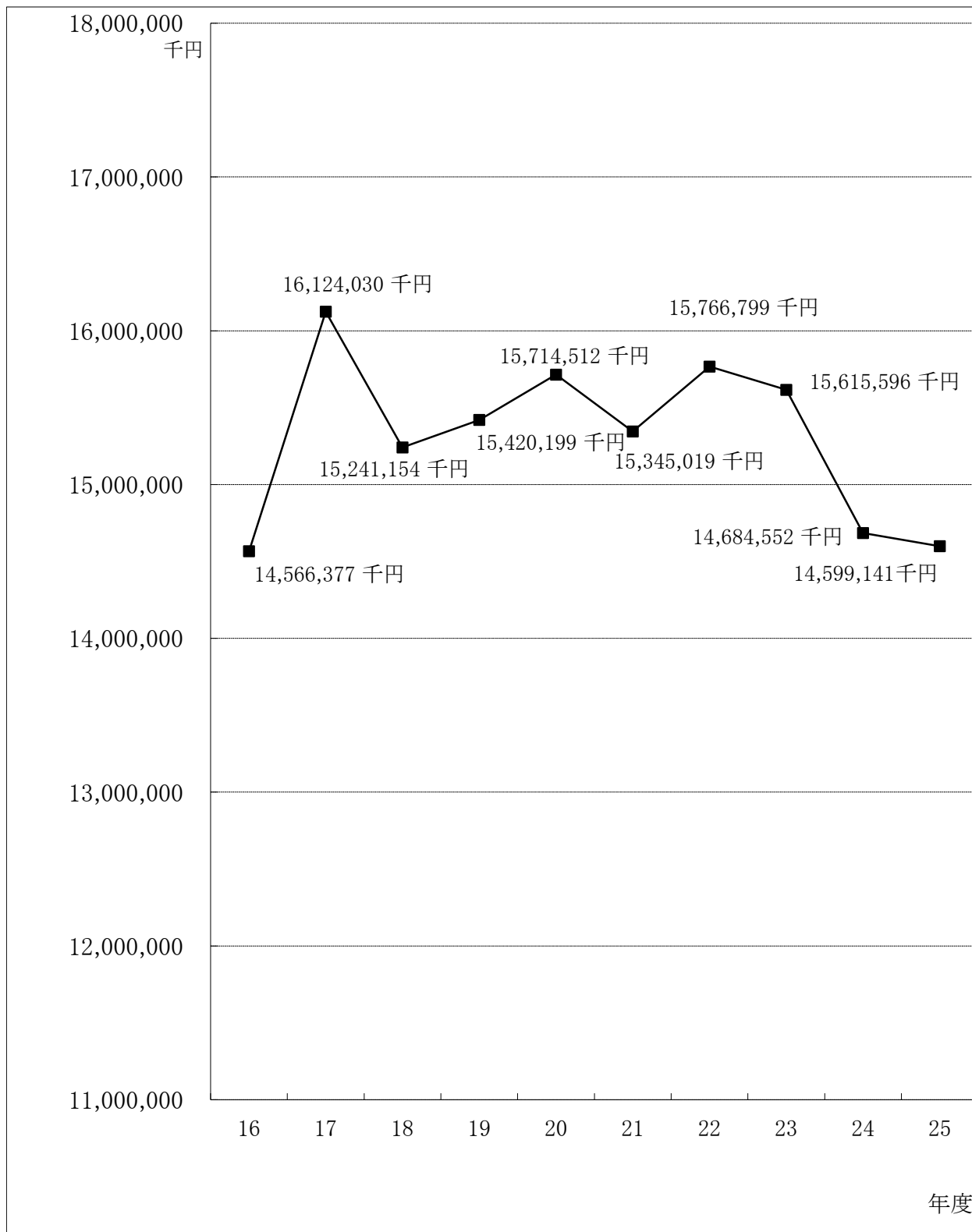
下段 決算額 千円

製造業	卸小売業	金融業	不動産業	運輸 通信業	電力 ガス業	サービス業
△ 3.6 1,315,577	10.5 819,906	△ 22.3 606,268	△ 35.5 57,621	△ 24.3 148,258	11.5 127,323	13.3 458,058
△ 37.4 823,534	△ 26.3 604,536	△ 44.0 339,378	△ 7.8 53,153	7.4 159,266	23.7 157,513	△ 9.9 412,923
10.1 907,018	12.8 681,981	5.0 356,335	19.4 63,474	33.7 212,948	△ 10.8 140,514	7.2 442,850
25.2 1,135,967	△ 1.2 673,716	38.9 494,784	△ 17.0 52,694	△ 16.4 177,934	41.1 198,252	△ 4.3 423,980
△ 13.3 985,041	△ 0.7 668,972	42.4 704,521	△ 4.8 50,144	50.7 268,090	△ 1.2 195,840	△ 23.0 326,495
32.9 1,309,172	19.2 797,302	11.1 782,734	18.7 59,511	20.4 322,756	△ 18.8 159,093	4.0 339,533
13.2 1,482,424	△ 6.0 749,130	17.3 917,819	110.6 125,358	△ 3.9 310,041	7.5 171,061	44.1 489,319
△ 38.4 912,892	△ 7.0 696,562	△ 35.6 591,218	△ 30.4 87,220	△ 19.1 250,825	△ 47.8 89,241	△ 20.5 388,940
△ 33.0 611,387	△ 41.6 406,841	△ 61.2 229,569	△ 26.0 64,568	△ 25.1 187,758	△ 45.4 48,736	△ 33.9 257,243
37.4 839,970	34.6 547,490	55.0 355,719	0.5 64,887	△ 10.4 168,235	224.9 158,338	21.5 312,664
11.2 933,861	7.5 588,605	△ 18.1 291,467	△ 23.9 49,361	△ 27.9 121,277	△ 48.9 80,881	0.2 313,358
△ 15.0 793,623	4.5 614,901	33.1 387,830	31.1 64,713	70.5 206,779	△ 54.0 37,183	△ 5.0 297,642

備考 現年調定額と表内業種合計額の差はその他業種によるもの。

IV 固定資産税

1 固定資産税の年度別調定額



- (注) 1 25年度は7月末調定の数値
2 調定額は、純固定資産税と交付金の合計

2 固定資産税の区分別調定額の調

(1) 純固定資産税

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
課税標準額	土地	427,225,612千円	421,183,172千円	412,014,498千円	404,736,008千円
	家屋	528,128,894	536,316,759	485,111,425	490,267,100
	償却資産	182,989,219	169,005,885	163,668,322	157,131,907
	計	1,138,343,725	1,126,505,816	1,060,794,245	1,052,135,015
税額	土地	5,953,551	5,858,063	5,725,737	5,623,013
	家屋	7,112,792	7,245,339	6,524,327	6,647,013
	償却資産	2,560,907	2,365,456	2,289,889	2,198,822
	計	15,627,250	15,468,858	14,539,953	14,468,848
納税義務者		90,429人	91,833人	92,589人	91,801人

(注) 1 25年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

2 調定額は滞納繰越分は含まれていません。

(2) 交付金

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
算定標準額	9,967,870千円	10,481,382千円	10,328,534千円	9,306,668千円
税 額	139,549	146,738	144,599	130,293
納税義務者	19人	17人	16人	16人

(3) 固定資産税合計

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
課税標準額	1,148,311,595千円	1,136,987,198千円	1,071,122,779千円	1,061,441,683千円
税 額	15,766,799	15,615,596	14,684,552	14,599,141

3 土地の概要

区 分	年度	合 計	田	畑	宅 地
地 積 (千㎡)	23	207,752	50,100	34,912	38,636
	24	206,003	49,752	33,718	38,793
	25	205,390	49,600	33,448	38,957
評 価 額 ()内は 課税標準額 (千円)	23	(420,296,987) 1,113,348,012	(14,433,984) 41,077,263	(8,499,298) 38,219,450	(343,891,260) 956,267,722
	24	(411,771,070) 1,081,100,831	(14,409,503) 38,587,118	(8,471,388) 36,054,020	(337,286,414) 932,164,291
	25	(404,661,393) 1,057,109,601	(14,389,343) 36,579,410	(8,651,795) 34,400,704	(330,684,309) 912,944,981
筆 数 (筆)	23	381,207	45,440	55,751	220,491
	24	382,319	45,080	54,275	222,236
	25	383,731	44,829	53,642	223,955
提示平均評価額 (円/㎡)	23		140	48	25,095
	24		140	48	24,352
	25		140	48	23,751
平均価格 ()内は 最高価格 (円/㎡)	23	5,080	140 (169)	48 (83)	24,644 (265,069)
	24	4,939	140 (169)	47 (83)	23,912 (248,719)
	25	4,847	140 (169)	48 (83)	23,322 (234,550)

- 備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。(平均価格を除く)
 2 田、畑、山林の平均価格は、一般田、一般畑、一般山林の数値
 3 各年度とも概要調書の数値

鉾 泉 地	池 沼	山 林	原 野	雜 種 地
0.488	3,670	64,987	10,480	4,967
0.488	3,716	65,415	9,582	5,027
0.488	3,716	64,958	9,634	5,077
(87,582) 88,507	(106,784) 123,551	(1,749,037) 2,040,340	(472,429) 629,385	(51,056,613) 74,901,794
(75,168) 75,168	(106,017) 122,029	(1,683,445) 1,879,178	(449,806) 575,877	(49,289,329) 71,643,150
(75,168) 75,169	(104,674) 120,111	(1,539,218) 1,656,425	(462,073) 578,290	(48,754,813) 70,754,511
36	413	32,982	14,646	11,448
36	416	34,199	14,334	11,743
36	416	34,583	14,455	11,815
		20		
		20		
		20		
181,367 (2,672,265)	34 (10,382)	20 (35)	56 (44,404)	15,069 (226,000)
154,033 (2,226,888)	33 (10,009)	20 (35)	55 (43,436)	14,234 (211,000)
154,035 (2,226,888)	32 (9,699)	20 (35)	55 (42,292)	13,920 (198,000)

4 家屋の概要

区 分	年 度	棟 数	床 面 積
総 数	23	121,879	18,048 千㎡
	24	120,165	18,028
	25	120,424	18,085
木 造	23	87,380	9,623
	24	85,776	9,589
	25	85,908	9,640
非 木 造	23	34,499	8,425
	24	34,389	8,438
	25	34,516	8,445

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

3 25年度から、提示平均価格は示されません。

5 償却資産の概要

区 分	年 度	決 定 価 格
総 数	23	168,805,557 千円
	24	162,359,301
	25	157,319,958
構 築 物	23	23,875,595
	24	24,778,348
	25	25,516,561
機 械 及 び 装 置	23	54,350,560
	24	51,316,158
	25	47,927,682
船 舶	23	2,197
	24	2,097
	25	2,049
航 空 機	23	16,992
	24	18,180
	25	16,330
車 両 及 び 運 搬 具	23	739,732
	24	765,039
	25	716,082
工 具 器 具 及 び 備 品	23	26,067,076
	24	24,058,124
	25	23,269,848
法 第 389 条 関 係 分 (配 分)	23	63,753,405
	24	61,421,355
	25	59,871,406

備考 1 この数値は法定免税点以上のものです。

2 各年度とも概要調書の数値

評 価 額	提示平均価格	平 均 価 格
537,277,489 千円	㎡当り	㎡当り 29,769 円
483,037,230		26,793
490,945,011		27,147
164,985,013	16,618	17,146
153,095,535	15,399	15,965
157,875,569	-	16,378
372,292,476	44,161	44,187
329,941,695	39,004	39,097
333,069,442	-	39,439

課 税 標 準 額	課 税 標 準 額 の 内 訳	
	課税標準の特例規定の 適用を受けるもの(ア)	(ア)以外のもの
166,919,324 千円	902,374 千円	102,964,704 千円
160,496,236	1,088,842	98,619,924
155,512,668	1,152,627	95,078,506
23,571,601	160,100	23,411,501
24,596,628	121,225	24,475,403
25,145,275	168,887	24,976,388
53,530,468	681,670	52,848,798
50,317,412	919,165	49,398,247
47,101,715	963,796	46,137,919
2,197	0	2,197
2,097	0	2,097
2,049	0	2,049
16,992	0	16,992
18,180	0	18,180
16,330	0	16,330
739,492	240	739,252
764,867	173	764,694
716,082	0	716,082
26,006,328	60,364	25,945,964
24,009,582	48,279	23,961,303
23,249,682	19,944	23,229,738
63,052,246	-	-
60,787,470	-	-
59,281,535	-	-

6 年度別新增分家屋

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	703	816	806
		床 面 積(m ²)	89,519	96,214	94,586
		決定価格(千円)	4,360,498	4,613,941	4,537,858
	その他	棟 数 (棟)	144	118	94
		床 面 積(m ²)	13,958	14,588	9,641
		決定価格(千円)	586,959	629,475	404,882
木造以外の屋	棟 数 (棟)	337	328	333	
	床 面 積(m ²)	61,850	66,240	54,637	
	決定価格(千円)	4,688,420	4,753,215	4,073,515	
合 計	棟 数 (棟)	1,184	1,262	1,233	
	床 面 積(m ²)	165,327	177,042	158,864	
	決定価格(千円)	9,635,877	9,996,631	9,016,255	

備考 各年度とも概要調書の数値

7 年度別減少分家屋

区 分		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
木造家屋	専用住宅	棟 数 (棟)	584	681	640
		床 面 積(m ²)	33,491	50,723	45,937
		決定価格(千円)	256,130	482,694	421,414
	その他	棟 数 (棟)	557	551	535
		床 面 積(m ²)	31,882	34,212	34,480
		決定価格(千円)	128,851	125,580	127,582
木造以外の屋	棟 数 (棟)	364	281	298	
	床 面 積(m ²)	48,912	34,401	52,063	
	決定価格(千円)	1,210,010	964,229	1,068,313	
合 計	棟 数 (棟)	1,505	1,513	1,473	
	床 面 積(m ²)	114,285	119,336	132,480	
	決定価格(千円)	1,594,991	1,572,503	1,617,309	

備考 各年度とも概要調書の数値

V 諸税・その他

1 市たばこ税

区 分	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度
消 費 本 数	377,438 千本	353,810 千本	348,665 千本
調 定 額	1,399,030 千円	1,607,750 千円	1,581,215 千円

備考 22年度に税率改正

2 特別土地保有税

土地投機の抑制及び土地供給の促進を目的として、昭和48年度に創設。平成15年度より課税停止。

3 入湯税

区 分	平 成 22 年 度	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度
課 税 人 員	758,469 人	785,230 人	768,433 人
調 定 額	90,515 千円	93,093 千円	91,872 千円

4 都市計画税

区 分	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度	
課 標 準 税 額	土 地	429,178,194 千円	421,119,758 千円	414,561,422 千円
	家 屋	398,295,034 千円	358,401,634 千円	362,729,935 千円
	計	827,473,228 千円	779,521,392 千円	777,291,357 千円
調 定 額	1,646,721 千円	1,547,460 千円	1,546,025 千円	
納 税 義 務 者 数	57,137 人	57,652 人	57,529 人	

備考 25年度課税標準額及び税額は7月末調定の数値

5 国民健康保険税

区 分	平 成 23 年 度	平 成 24 年 度	平 成 25 年 度
調 定 額	5,646,106 千円	5,595,436 千円	5,589,928 千円
	36,733 世帯	36,742 世帯	36,700 世帯
7割軽減対象世帯数	9,030 世帯	9,100 世帯	9,198 世帯
5割軽減対象世帯数	1,981 世帯	1,988 世帯	1,972 世帯
2割軽減対象世帯数	4,648 世帯	4,810 世帯	4,807 世帯

備考 各年度とも当初調定の数値

6 軽自動車税

区 分		年度	賦 課 期 日 現 在 台 数			
			一 般	官 公 署	計 (1)	
総 数		23	95,309 台	458 台	95,767 台	
		24	96,487	455	96,942	
		25	97,786	468	98,254	
原 動 機 付 自 転 車	50 cc 以下 (電気動力も含む)	23	13,283	49	13,332	
		24	12,810	47	12,857	
		25	12,210	47	12,257	
	90 cc 以下	23	1,216	23	1,239	
		24	1,163	21	1,184	
		25	1,113	21	1,134	
	125 cc 以下	23	1,020	11	1,031	
		24	1,082	12	1,094	
		25	1,144	12	1,156	
	ミニカー	23	146	0	146	
		24	157	0	157	
		25	160	0	160	
軽 自 動 車 及 び 小 型 特 殊 自 動 車	二 輪 車 (125ccを超え250cc未満)	23	3,340	8	3,348	
		24	3,353	8	3,361	
		25	3,361	8	3,369	
	三 輪 車	23	4	0	4	
		24	4	0	4	
		25	4	0	4	
	四 輪 車	乗 用	23	0	0	0
			24	0	0	0
			25	2	0	2
		自 家 用	23	46,067	84	46,151
			24	47,669	88	47,757
			25	49,705	94	49,799
	貨 物 用	23	642	0	642	
		24	622	0	622	
		25	582	0	582	
	自 家 用	23	22,658	247	22,905	
		24	22,636	241	22,877	
		25	22,460	245	22,705	
	雪 上 用	23	3	0	3	
		24	3	0	3	
		25	3	0	3	
	農 耕 用	23	3,144	7	3,151	
		24	3,134	7	3,141	
		25	3,146	7	3,153	
小 型 特 殊 (電気動力含む)	23	390	11	401		
	24	395	11	406		
	25	398	11	409		
二 輪 小 型 (250ccを超える)	23	3,396	18	3,414		
	24	3,459	20	3,479		
	25	3,498	23	3,521		

備考 課税状況の調第33表によります。

非課税台数 官公署分(2)	課税免除台数 身障減免等(3)	差引課税台数 (1)-(2)-(3)	調定額
458 台	1,060 台	94,249 台	462,890 千円
455	1,166	95,321	473,536
468	1,236	96,550	486,516
49	23	13,260	13,260
47	40	12,770	12,770
47	33	12,177	12,177
23	3	1,213	1,456
21	4	1,159	1,391
21	3	1,110	1,332
11	0	1,020	1,632
12	0	1,082	1,731
12	0	1,144	1,830
0	0	146	365
0	0	157	393
0	0	160	400
8	1	3,339	8,014
8	1	3,352	8,045
8	1	3,360	8,064
0	0	4	12
0	0	4	12
0	0	4	12
0	0	0	0
0	0	0	0
0	0	2	11
84	755	45,312	326,246
88	834	46,835	337,212
94	902	48,803	351,382
0	5	637	1,911
0	6	616	1,848
0	6	576	1,728
247	272	22,386	89,544
241	280	22,356	89,424
245	290	22,170	88,680
0	0	3	7
0	0	3	7
0	0	3	7
7	0	3,144	5,030
7	0	3,134	5,014
7	0	3,146	5,034
11	0	390	1,833
11	0	395	1,857
11	0	398	1,871
18	1	3,395	13,580
20	1	3,458	13,832
23	1	3,497	13,988

7 利子割交付金

区 分	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度
長野県全体	1,176,492 千円	818,004 千円	632,052 千円
松本市	148,611 千円	104,351 千円	81,795 千円
按分率 3月～7月分	12.60624 %	12.64720 %	12.84980 %
8月～2月分	12.64720 %	12.84980 %	13.00255 %

8 配当割交付金

区 分	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度
長野県全体	297,174 千円	459,180 千円	418,484 千円
松本市	37,527 千円	58,567 千円	54,196 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

9 株式等譲渡所得割交付金

区 分	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度
長野県全体	110,665 千円	144,728 千円	95,659 千円
松本市	13,995 千円	18,597 千円	12,438 千円

備考 16年度から交付（按分率は利子割交付金と同）

10 ゴルフ場利用税交付金

区 分	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度
利用人員	56,334 人	59,915 人	53,769 人
交付金	35,492 千円	34,773 千円	33,248 千円

11 口座振替納付の状況調(平成24年度振替済分)

税目	期別	合計	件(入)数 税 額	全調定に 対する割合	1 期				2 期				3 期				4 期			
					1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4
市 県 民 税 (普 通 徴 収)		43,160	43,160 件	35.2 %	12,892	10,500	9,816	9,952	693,516	506,840	496,730	506,142	12,892	10,500	9,816	9,952	693,516	506,840	496,730	506,142
		2,203,228	2,203,228 千円	42.6 %	52,907	44,635	44,807	44,473	186,822	174,982	174,982	174,982	52,907	44,635	44,807	44,473	186,822	174,982	174,982	174,982
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税		7,911,179	7,911,179 千円	49.2 %	2,657,140	1,749,823	1,754,299	1,749,917	2,657,140	1,749,823	1,754,299	1,749,917	2,657,140	1,749,823	1,754,299	1,749,917	2,657,140	1,749,823	1,754,299	1,749,917
		23,211	23,211 件	34.3 %	23,211				23,211				23,211				23,211			
軽自動車税 (全 期)		100,987	100,987 千円	21.3 %	100,987				100,987				100,987				100,987			

税目	期別	合計	件 数 税 額	全調定に 対する割合	1 期				2 期				3 期				4 期				5 期				6 期				7 期				8 期				9 期			
					1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3	4				
国民健康保険税 (普通徴収)		131,896	131,896 件	48.8 %	14,822	15,008	15,166	14,573	14,822	15,008	15,166	14,573	14,540	14,644	14,363	14,472	14,308	14,822	15,008	15,166	14,573	14,540	14,644	14,363	14,472	14,308	14,822	15,008	15,166	14,573	14,540	14,644	14,363	14,472	14,308					
		2,799,381	2,799,381 千円	54.8 %	316,603	315,147	318,568	307,673	316,603	315,147	318,568	307,673	308,958	310,908	306,181	308,631	306,712	316,603	315,147	318,568	307,673	308,958	310,908	306,181	308,631	306,712	316,603	315,147	318,568	307,673	308,958	310,908	306,181	308,631	306,712					

12 市税の徴収に要する経費

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度
税 収 入 額	1 市 税	35,121,537 千円	35,078,919 千円	34,532,841 千円
	2 個 人 県 民 税	8,019,249	7,996,806	8,384,589
	3 計	43,140,786	43,075,725	42,917,430
市税及び個人県民税に係る徴税費	4 基 本 給	343,068	313,407	306,623
	5 諸 手 当	199,179	187,541	175,533
	(1) 超 過 勤 務 手 当	25,241	29,537	19,993
	(2) 税 務 特 別 手 当	168	81	28
	(3) そ の 他 の 手 当	173,770	157,923	155,512
	6 そ の 他	132,819	126,064	132,119
	7 小 計	675,066	627,012	614,275
	8 旅 費	538	670	757
	9 賃 金	6,310	5,661	5,954
	10 そ の 他	375,780	268,430	219,599
	11 小 計	382,628	274,761	226,310
	12 前納報奨金・その他	75	54	59
	13 納税貯蓄組合補助金	0	0	0
	14 納 税 報 奨 金 等	0	0	0
	15 小 計	75	54	59
	16 そ の 他	5,572	187,209	221,981
	17 合 計	1,063,341	1,089,036	1,062,625
県 民 税 徴 収 取 扱 費	18 納税通知書数による金額	-	-	-
	19 納税義務者数による金額	377,193	341,951	343,024
	20 徴収額による金額	-	-	-
	21 平成18年度課税以前の滞納繰越分による金額	1,359	1,037	550
	22 配当割額・株式譲渡所得割額控除による還付・充当金額	1,221	1,121	1,472
	23 合 計	379,773	344,109	345,046
24 市税に係る徴収費 (17-23)	683,568	744,927	717,579	
市税及び個人県民税に係る徴税経費(百円当たり)	2.5 円	2.5 円	2.5 円	
市税に係る徴税経費 (百円当たり)	1.9 円	2.1 円	2.1 円	

備考 各年度とも課税状況の調第39表によります

12 納期前納付の報奨金は平成14年度から廃止

県民税徴収取扱費は平成20年度から納税義務者数により算定

13 証明・閲覧に関する調

(1) 平成25年度証明閲覧手数料

区 分	手 数 料		備 考
租 税・公 課に関する証明	1件	300円	1税目、1年度ごとを1件とする。
土 地・家 屋に関する証明	1筆 1棟	各300円	1筆、1棟を増すごとに50円加算
住 宅 用 家 屋 証 明	1件	1,300円	
土 地 台 帳 の 閲 覧	1冊	300円	
公 図 の 複 写 交 付	1件	300円	1件増すごとに100円加算

(2) 税証明取扱状況

(単位 件)

種別 年度	所得及び 税額証明	営業証明 (法人)	納税証明 (一般)	納税証明 (車検用)	資産に関 する証明 (土地・家屋等)	資産に関 する証明 (加算分)	車庫証明	登 記 用 通 知	合 計
22	43,892 (10,343)	539	6,069	9,082	9,630 (252)	18,090 (255)	0	10,693	97,995
23	43,964 (10,140)	457	10,391	9,426	9,861 (347)	19,717 (844)	0	10,429	104,245
24	44,714 (10,014)	520	10,874	9,575	9,720 (472)	18,199 (466)	0	10,548	104,150

備考 「所得及び税額証明」「資産に関する証明」の()は内数で無料件数を表示

(3) 閲覧及び公図の写し交付状況

(単位 件)

区分	年度	平成 22 年 度	平成 23 年 度	平成 24 年 度
土地・課税台帳の閲覧		1,026	959	807
公図の閲覧及び複写		2,514	1,813	1,844

備考 (2)・(3) 証明発行月報 全窓口集計による。

税目	年度		23		
	区分				
収入より	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
控除	給与所得控除	最低	650,000円		
		最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)		
所得	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額			
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	生命保険料	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額		
		(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円		
		(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円		
		(4) 70,000円を超える場合	一律35,000円		
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
	控除	障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円)		
一般扶養		330,000円(同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)			
特定・老人扶養		450,000円(特定16歳～22歳)、380,000円(70歳以上)			
同居老親等扶養		450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)				
配偶者特別	配偶者の所得により30,000円～330,000円				
基礎	330,000円				
税	個人	所得割	22年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額		
		均等割	3,000円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)		
	法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%		
		均等割	資本金等の額	従業員数	※平成23年度以降修了する事業年度から
			(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
			(2) 1千万円以下	50人超	120,000円
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
			(5) 1億円超10億円以下	50人以下	160,000円
			(6) 1億円超10億円以下	50人超	400,000円
(7) 10億円超50億円以下			50人以下	410,000円	
(8) 10億円超50億円以下			50人超	1,750,000円	
(9) 50億円超	50人以下		410,000円		
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%		
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%		
寄附金控除		都道府県・市区町村……………{(寄附金－5000円)×6%}+{(寄附金－5000円)×特例控除率} 県共同募金会・日赤等……………(寄附金－5000円)×6%			
所得割課税の調整措置		{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)} －[総所得金額等－{(市民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)}]=調整額			
非課税限度額		1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)			
公的年金等に係る雑所得の金額					
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合		イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合			
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額			
130万円未満		(a)－70万円			
130万円以上410万円未満		(a)×75%－ 37万5千円			
410万円以上770万円未満		(a)×85%－ 78万5千円			
770万円以上		(a)×95%－155万5千円			
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額			
330万円未満		(b)－120万円			
330万円以上410万円未満		(b)×75%－ 37万5千円			
410万円以上770万円未満		(b)×85%－ 78万5千円			
770万円以上		(b)×95%－ 155万5千円			

税目	年度		23					
	区分							
固定資産税	税率	1.4%						
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円	
	その他		評価負担水準	課税標準額算出方法			評価負担水準	負担率
		商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ		農地	90%以上	1.025
			60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き			80～90	1.05
		宅地	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5%			70～80	1.075
			・上限 評価額×60%		70未満		1.10	
			評価負担水準	課税標準額算出方法				
	住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ					
		80%以上100%未満	前年度の課税標準額据え置き					
		80%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5%					
			・上限 <A>×80%					
		<A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率 1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6 2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3 3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3 4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率 5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額 6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。						
						$*負担水準 = \frac{\text{平成22年度課税標準額}}{\text{平成23年度評価額} \times \text{特例}}$		
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車 50cc以下 1,000円 90cc以下 1,200円 125cc以下 1,600円 ミニカー 2,500円 2. 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 二輪 2,400円 三輪 3,100円	四輪乗用(営) 5,500円 (自) 7,200円 四輪貨物(営) 3,000円 (自) 4,000円 イ 小型特殊自動車 専ら雪上を走行するもの 2,400円 農耕作業用自動車 1,600円 その他の小型特殊自動車 4,700円 3. 二輪の小型自動車 4,000円					
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	$\frac{4,618円}{1,000本}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{2,190円}{1,000本}$			
	その他	返還に係る製造たばこについても同様						
特別土地保有税	平成15年度から課税停止							
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円							
都市計画税	税率	0.2%						
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの						
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。						
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額			
	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	510,000円			
	支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	140,000円			
	介護分	2.5%	6,300円	6,000円	120,000円			

税目	年度	24			
	区分				
収入より	青色専従者	完全給与額			
	白色専従者	最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円			
控除	給与所得控除	最低	650,000円		
		最高	給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)		
所得	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額			
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額			
	社会保険料	支払った金額の全額			
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金			
	生命保険料	(1) 15,000円以下	支払保険料の全額		
		(2) 15,000円を超え40,000円まで	支払保険料×1/2+ 7,500円		
		(3) 40,000円を超え70,000円まで	支払保険料×1/4+17,500円		
		(4) 70,000円を超える場合	一律35,000円		
	地震保険料	地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円			
	障害・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円(特別障害者、特別寡婦は300,000円)			
扶養	一般扶養	330,000円(年齢16歳以上、同居特別障害者は230,000円加算、以下の特定・老人・同居老親・配偶者にも加算)			
	特定・老人扶養	450,000円(特定19歳～22歳)、380,000円(70歳以上)			
	同居老親等扶養	450,000円(老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)			
配偶者	330,000円(老人控除対象配偶者380,000円)				
配偶者特別	配偶者の所得により30,000円～330,000円				
基礎	330,000円				
税人	個人所得割	23年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人			
		・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額			
	均等割	3,000円(合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)			
	法人均等割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9%			
		・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%			
	税率	均等割	資本金等の額	従業員数	
			(1) 1千万円以下	50人以下	50,000円
			(2) 1千万円以下	50人超	120,000円
			(3) 1千万円超1億円以下	50人以下	130,000円
			(4) 1千万円超1億円以下	50人超	150,000円
(5) 1億円超10億円以下			50人以下	160,000円	
(6) 1億円超10億円以下			50人超	400,000円	
(7) 10億円超50億円以下			50人以下	410,000円	
(8) 10億円超50億円以下			50人超	1,750,000円	
(9) 50億円超			50人以下	410,000円	
(10) 50億円超	50人超	3,000,000円			
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合	1.6%		
		課税総所得金額1,000万円を超える部分	0.8%		
寄附金控除		※私募証券投資信託に係るものを除く 都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率} 県共同募金会・日赤等・・・・・・(寄附金－2000円)×6%			
所得割課税の調整措置		{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)} －[総所得金額等－{(市県民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)}]=調整額			
非課税限度額		1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)			
公的年金等に係る雑所得の金額					
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合		イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合			
公的年金等の収入額(a)		雑所得の額			
130万円未満		(a)－70万円			
130万円以上410万円未満		(a)×75%－ 37万5千円			
410万円以上770万円未満		(a)×85%－ 78万5千円			
770万円以上		(a)×95%－155万5千円			
公的年金等の収入額(b)		雑所得の額			
330万円未満		(b)－120万円			
330万円以上410万円未満		(b)×75%－ 37万5千円			
410万円以上770万円未満		(b)×85%－ 78万5千円			
770万円以上		(b)×95%－ 155万5千円			

税目	年度		24							
	区分									
固定資産税	税率	1.4%								
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円			
	その他	評価負担水準	課税標準額算出方法		農	評価負担水準	負担率			
			商	70%超				評価額の70%まで引下げ	90%以上	1.025
			業地	60%以上～70%以下				前年度課税標準額据え置き	80～90	1.05
				60%未満				前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%	70～80	1.075
	住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ	地	70未満	1.10				
		90%以上100%未満	前年度の課税標準額据え置き							
		90%未満	前年度の課税標準額＋<A>×5% ・上限 <A>×90%							
	<p><A>・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p> <p style="text-align: right;">*負担水準＝$\frac{\text{平成23年度課税標準額}}{\text{平成24年度評価額} \times \text{特例}}$</p>									
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車	四輪乗用(営)	5,500円						
		50cc以下	1,000円	(自)	7,200円					
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)	3,000円					
		125cc以下	1,600円	(自)	4,000円					
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車						
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円						
		ア 軽自動車	農耕作業用自動車	1,600円						
二輪	2,400円	その他の小型特殊自動車	4,700円							
三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車	4,000円							
市たばこ税	税率	紙巻たばこ等	$\frac{4,618\text{円}}{1,000\text{本}}$	旧3級品の紙巻たばこ	$\frac{2,190\text{円}}{1,000\text{本}}$					
	その他	返還に係る製造たばこについても同様								
特別土地保有税	平成15年度から課税停止									
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円									
都市計画税	税率	0.2%								
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの								
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。								
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額					
	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	510,000円					
	支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	140,000円					
	介護分	2.5%	6,300円	6,000円	120,000円					

税目	区分	25																				
市	収入より	青色専従者 完全給与額																				
	収入より	白色専従者 最高限度額 配偶者 860,000円 その他 500,000円																				
	控除	給与所得控除	最低 650,000円																			
			最高 給与等の金額×95%－1,700,000円(給与収入10,000,000円以上)																			
	雑損	総所得金額等の10%を超える損失の額と損失の額のうち災害関連支出額の5万円を越える額とのどちらか多い額																				
	医療費	総所得金額等の5%又は10万円のいずれか低い額を超える支払医療費額																				
	社会保険料	支払った金額の全額																				
	小規模企業共済等掛金	小規模企業共済制度や心身障害者扶養共済制度などにもとづいて支払った掛金																				
	所得	生命保険料控除	(1)旧契約(平成23年12月31日以前に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 それぞれで計算	(1) 15,000円以下 支払保険料の全額 (2) 15,000円を超え40,000円まで 支払保険料×1/2+ 7,500円 (3) 40,000円を超え70,000円まで 支払保険料×1/4+17,500円 (4) 70,000円を超える場合 一律35,000円																		
			(2)新契約(平成24年1月1日以降に契約) ・一般生命保険 ・個人年金保険 ・介護医療保険 それぞれで計算	(1) 12,000円以下 支払保険料の全額 (2) 12,000円を超え32,000円まで 支払保険料×1/2+ 6,000円 (3) 32,000円を超え56,000円まで 支払保険料×1/4+14,000円 (4) 56,000円を超える場合 一律28,000円																		
			各保険料控除全体での控除適用限度額 (新・旧契約ともに) 70,000円																			
			地震保険料 地震保険契約 最高25,000円、旧長期損害保険契約 最高10,000円 両方ある場合 最高25,000円																			
	除	障・寡・勤	障・寡・勤 各々 260,000円 (特別障害者は300,000円、同居特別障害者は530,000円、特別寡婦は300,000円)																			
		扶養	一般扶養 330,000円 (年齢16歳以上)																			
			特定・老人扶養 450,000円 (特定19歳～22歳)、380,000円(70歳以上)																			
同居老親等扶養 450,000円 (老人扶養者のうち納税者または納税者の配偶者の直系尊属で同居を常況としている者)																						
配偶者		330,000円 (老人控除対象配偶者380,000円)																				
配偶者特別		配偶者の所得により30,000円～330,000円																				
基礎		330,000円																				
民	個人	所得割	前年中の総所得金額等が35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)を超える人 ・税率は一律6% ・分離課税(譲渡所得等)は別計算となります。 ・調整控除 1 合計課税所得金額が200万円以下の方は、次の①と②のいずれか小さい額の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額の合計 ②合計課税所得金額 2 合計課税所得金額が200万円超の方は、①の金額から②の金額を控除した金額(5万円未満の場合は5万円)の3% ①所得税と市県民税の人的控除額の差額合計 ②合計課税所得金額から200万円を控除した金額																			
		均等割	3,000円 (合計所得金額が31万5千円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+18万9千円(扶養のあるときのみ)を超える人)																			
	法人	税割	・資本金等の額が1億円未満の法人13.9% ・資本金等の額が1億円以上の法人14.7%																			
		率	均等割	資本金等の額 従業員数																		
				(1) 1千万円以下 50人以下 50,000円																		
				(2) 1千万円以下 50人超 120,000円																		
				(3) 1千万円超1億円以下 50人以下 130,000円																		
				(4) 1千万円超1億円以下 50人超 150,000円																		
				(5) 1億円超10億円以下 50人以下 160,000円																		
				(6) 1億円超10億円以下 50人超 400,000円																		
(7) 10億円超50億円以下 50人以下 410,000円																						
(8) 10億円超50億円以下 50人超 1,750,000円																						
(9) 50億円超 50人以下 410,000円																						
(10) 50億円超 50人超 3,000,000円																						
配当控除	配当	課税総所得金額1,000万円以下の場合 1.6%																				
		課税総所得金額1,000万円を超える部分 0.8%																				
寄附金控除	都道府県・市区町村・・・・・・{(寄附金－2000円)×6%}+{(寄附金－2000円)×特例控除率} 県共同募金会・日赤・長野県及び松本市が条例で指定する法人、団体等・・・・・・(寄附金－2000円)×6%																					
所得割課税の調整措置	{35万円×(控除対象配偶者+扶養親族数+年少扶養数+1)+32万円(扶養のあるときのみ)} －[総所得金額－{(市県民税所得割－税額控除)+(県民税所得割－税額控除)}]=調整額																					
非課税限度額	1,250,000円(障害者・寡婦(夫)・未婚の未成年者)																					
公的年金等に係る雑所得の金額																						
ア 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳未満である場合		イ 公的年金等の支給を受ける人の年齢が65歳以上である場合																				
<table border="1"> <tr> <th>公的年金等の収入額(a)</th> <th>雑所得の額</th> </tr> <tr> <td>130万円未満</td> <td>(a)－70万円</td> </tr> <tr> <td>130万円以上410万円未満</td> <td>(a)×75%－ 37万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(a)×85%－ 78万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(a)×95%－155万5千円</td> </tr> </table>		公的年金等の収入額(a)	雑所得の額	130万円未満	(a)－70万円	130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 37万5千円	410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 78万5千円	770万円以上	(a)×95%－155万5千円	<table border="1"> <tr> <th>公的年金等の収入額(b)</th> <th>雑所得の額</th> </tr> <tr> <td>330万円未満</td> <td>(b)－120万円</td> </tr> <tr> <td>330万円以上410万円未満</td> <td>(b)×75%－ 37万5千円</td> </tr> <tr> <td>410万円以上770万円未満</td> <td>(b)×85%－ 78万5千円</td> </tr> <tr> <td>770万円以上</td> <td>(b)×95%－ 155万5千円</td> </tr> </table>	公的年金等の収入額(b)	雑所得の額	330万円未満	(b)－120万円	330万円以上410万円未満	(b)×75%－ 37万5千円	410万円以上770万円未満	(b)×85%－ 78万5千円	770万円以上	(b)×95%－ 155万5千円
公的年金等の収入額(a)	雑所得の額																					
130万円未満	(a)－70万円																					
130万円以上410万円未満	(a)×75%－ 37万5千円																					
410万円以上770万円未満	(a)×85%－ 78万5千円																					
770万円以上	(a)×95%－155万5千円																					
公的年金等の収入額(b)	雑所得の額																					
330万円未満	(b)－120万円																					
330万円以上410万円未満	(b)×75%－ 37万5千円																					
410万円以上770万円未満	(b)×85%－ 78万5千円																					
770万円以上	(b)×95%－ 155万5千円																					

税目	年度		25																																						
	区分																																								
固定資産税	税率	1.4%																																							
	免税点	土地	30万円	家屋	20万円	償却資産	150万円																																		
	その他	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>評価負担水準</th> <th>課税標準額算出方法</th> <th></th> <th>評価負担水準</th> <th>負担率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">商業地</td> <td>70%超</td> <td>評価額の70%まで引下げ</td> <td rowspan="6">農地</td> <td>90%以上</td> <td>1.025</td> </tr> <tr> <td>60%以上～70%以下</td> <td>前年度課税標準額据え置き</td> <td>80～90</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">60%未満</td> <td rowspan="2">前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%</td> <td rowspan="2">前年度の課税標準額＋ ＜A＞×5% ・上限 ＜A＞×90%</td> <td>70～80</td> <td>1.075</td> </tr> <tr> <td>70未満</td> <td>1.10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">住宅地</td> <td>100%以上</td> <td>本則課税となり引下げ</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>90%以上100%未満</td> <td>前年度の課税標準額据え置き</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>90%未満</td> <td>前年度の課税標準額＋＜A＞×5% ・上限 ＜A＞×90%</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		評価負担水準	課税標準額算出方法		評価負担水準	負担率	商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ	農地	90%以上	1.025	60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き	80～90	1.05	60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%	前年度の課税標準額＋ ＜A＞×5% ・上限 ＜A＞×90%	70～80	1.075	70未満	1.10	住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ			90%以上100%未満	前年度の課税標準額据え置き			90%未満	前年度の課税標準額＋＜A＞×5% ・上限 ＜A＞×90%				<p>＜A＞・・・今年度の評価額×住宅用地の特例率</p> <p>1. 小規模住宅用地の課税標準額＝評価額の1/6</p> <p>2. その他の住宅用地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>3. 市街化区域農地の課税標準額＝評価額の1/3</p> <p>4. 土地の課税標準額(農地以外)＝前年度の課税標準額＋評価額(×住宅用地の特例率)×5% 土地の課税標準額(農地)＝前年度の課税標準額×負担調整率</p> <p>5. 家屋、償却資産の標準額＝評価額</p> <p>6. 交付金＝算定標準額に固定資産税と同一の税率を乗ずる。</p>	$*負担水準 = \frac{\text{平成24年度課税標準額}}{\text{平成25年度評価額} \times \text{特例}}$
				評価負担水準	課税標準額算出方法		評価負担水準	負担率																																	
			商業地	70%超	評価額の70%まで引下げ	農地	90%以上	1.025																																	
				60%以上～70%以下	前年度課税標準額据え置き		80～90	1.05																																	
			60%未満	前年度の課税標準額＋ 今年度の評価額×5% ・上限 評価額×60%	前年度の課税標準額＋ ＜A＞×5% ・上限 ＜A＞×90%		70～80	1.075																																	
							70未満	1.10																																	
	住宅地	100%以上	本則課税となり引下げ																																						
		90%以上100%未満	前年度の課税標準額据え置き																																						
90%未満	前年度の課税標準額＋＜A＞×5% ・上限 ＜A＞×90%																																								
軽自動車税	税率	1. 原動機付自転車	四輪乗用(営)	5,500円																																					
		50cc以下	1,000円	(自)	7,200円																																				
		90cc以下	1,200円	四輪貨物(営)	3,000円																																				
		125cc以下	1,600円	(自)	4,000円																																				
		ミニカー	2,500円	イ 小型特殊自動車																																					
		2. 軽自動車及び小型特殊自動車	専ら雪上を走行するもの	2,400円																																					
ア 軽自動車	農耕作業用自動車	1,600円																																							
二輪	2,400円	その他の小型特殊自動車	4,700円																																						
三輪	3,100円	3. 二輪の小型自動車	4,000円																																						
市たばこ税	税率	平成25年4月から	5,262円	2,495円																																					
	紙巻たばこ等	1,000本	旧3級品の紙巻たばこ	1,000本																																					
その他	返還に係る製造たばこについても同様																																								
特別土地保有税	平成15年度から課税停止																																								
入湯税	宿泊入湯客150円、その他(日帰り)20円																																								
都市計画税	税率	0.2%																																							
	免税点	固定資産税の免税点適用のもの																																							
	その他	市街化区域のみ課税(昭和59.4.19見直しの新市街化区域) 固定資産税同様の負担調整措置を講ずる。																																							
国民健康保険税	区分	所得割	平等割	均等割	賦課限度額																																				
	医療分	7.9%	21,000円	17,100円	510,000円																																				
	支援金分	2.4%	6,000円	5,100円	140,000円																																				
	介護分	2.5%	6,300円	6,000円	120,000円																																				

市 税 概 要

平成25年10月

編 集 松 本 市 財 政 部
市 民 税 課

発 行 松 本 市 役 所
松本市丸の内3番7号
Tel 34-3000



健康寿命延伸都市・松本